

令和3年度（2021 年度）第2回北海道入札監視委員会 開催結果

日時 令和4年（2022 年）1 月 25 日（火） 9:30～
場所 道庁別館5階 石狩振興局大会議室ほか
（Web 会議の方法により開催）

（委員会次第）

1 開 会

2 挨 拶

3 報告事項

- （1） 令和3年度（2021 年度）入札契約失効状況（9月末）について
- （2） 倫理研修に関するアンケート結果について
- （3） 農業農村整備事業に係る農地の工事について
- （4） 談合情報対応状況について（非公開）

4 審議

- （1） 抽出審議（非公開）

5 閉 会

令和3年度（2021年度） 第2回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員長	大久保 誠
委員	岡 田 美弥子
委員	岸 邦 宏
委員	清 平 秀 幸
委員	水野谷 幸 夫

※委員は五十音順、敬称略

関係部局出席者

所 属	職	氏 名
農政部農村振興局事業調整課	事業調整課長	小 坂 敏 秋
//	技術管理担当課長	合 田 俊 昭
//	課長補佐	高 道 智
//	課長補佐	野 口 秀 之
//	主 幹	穴 戸 正 樹
//	主 査	小 川 智 旦
水産林務部総務課	総務課長	金 盛 修
//	課長補佐	村 下 雅 裕
//	管理係長	白 川 絵 麻
建設部建設政策局建設管理課	建設管理課長	高 木 浩
//	課長補佐	丸 山 直 季
//	主 幹	梅 津 聡
//	工事管理係長	長 澤 賢 志
//	主 査	小 川 剛
//	主 査	山 田 基 博
建設部建築局計画管理課	計画管理課長	高 橋 信 二
//	課長補佐	大 場 一 郎
//	契約係長	鈴 川 哲 弘
出納局財務指導課	財務指導課長	西 堀 謙 二
//	課長補佐	梅 田 政 寿
//	主 査	川 井 由紀子
北海道警察本部総務部	参 事	山 洞 紀 幸
北海道警察本部総務部施設課	課長補佐	佐 藤 淳

事務局

所 属	職	氏 名
総務部	次長兼行政局長	今 田 和
総務部行政局改革推進課	改革推進課長	大 矢 邦 博
//	課長補佐	佐々木 幹 基
//	主 査	西 村 久 範

令和3年度（2021年度）第2回北海道入札監視委員会議事録

1 開 会

（事務局：大矢課長）

それでは、予定の時刻になりましたので、ただいまから令和3年度第2回の入札監視委員会を開催いたします。着席のままで司会進行させていただきたいと思います。改革推進課の大矢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日も Web 会議の方法で開催いたしますので、発言の際には挙手をしていただいて、委員長からのご指名の後にご発言いただきますようお願いをいたしたいと思います。また、発言される時以外は、マイクをミュートにさせていただきますようお願いをいたします。

それでは、開会にあたりまして総務部次長兼行政局長の今田よりご挨拶申し上げます。

2 挨 拶

（今田次長兼行政局長）

おはようございます。座ってお話させていただきます。行政局長の今田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和3年度の第2回入札監視委員会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、本日も Web での会議になりますが、例年一つの振興局を対象に行う抽出審議、これを今回は、距離にかかわらず参加できるといった Web 会議のメリットを生かしまして、後志と根室の二つの振興局を対象に実施させていただくこととしてございます。新型コロナウイルス感染症の状況が予断を許さない中で、今後も引き続きこうした Web 会議の利点を十分に生かしながら、効果的な会議運営を行って参りたいと考えておりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事は令和3年9月末現在の入札契約の執行状況のほか、令和2年9月と11月に相次いで発覚いたしました胆振総合振興局職員による官製談合事件を踏まえて実施した倫理研修に係る受講者アンケートの結果等についてのご報告とともに、委員の皆様から抽出をいただきました工事について審議をお願いするものでございます。

道といたしましては、引き続き公共工事入札契約の適正化に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、様々な観点からご意見、ご提言をいただきますようお願いを申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 報告事項

（1）令和3年度（2021年度）入札契約執行状況（令和3年9月末）について

（事務局：大矢課長）

それでは、これからの議事の進行につきましては大久保委員長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（大久保委員長）

それでは、次第の3番目の報告事項に移りたいと思いますが、（4）の談合情報対応状況については、非公開で行います。

それでは、1番目の令和3年度入札契約執行状況について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：西村主査）

入札契約執行状況の報告に先立ちまして、配布資料の説明をさせていただきます。お手元の次第の中段に記載しておりますけれども、資料 1-1、資料 2 及び資料 3 につきましては、報道機関及び関係部にも配布している資料でございます。資料 1-2、1-3 は大冊のため、資料 4 及び資料 5 につきましては、非公開資料のため、委員及び関係機関のみに配布しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料 1-1 の令和 3 年度入札契約執行状況に基づきまして、ご報告いたします。

まず 1 ページ目になりますけれども、右上に記載しておりますとおり、令和 3 年度は、令和 3 年 9 月末現在、令和 2 年度は、令和 2 年 9 月末現在の数値となっております。

1 番の一般競争入札の実施状況についてでございますけれども、令和 3 年度の一般競争入札の実施率は、農政部、水産林務部、建設部のいわゆる発注 3 部におきまして 93.7%。その他の部門を含めました全体の実施率でも 94.4%と前年度同期と比べまして、発注 3 部におきましては 0.1 ポイント、全体でも 0.1 ポイント、一般競争入札の実施率が上昇したところでございます。

次に 2 番の発注部門別平均落札率の状況でございますけれども、工事におきましては、令和 3 年度の発注 3 部の平均落札率は 94.9%と前年度同期と比べまして、0.2 ポイント低くなっているところでございます。

続いて 2 ページ目になりますけれども、その他部門を含めました全体の平均落札率でも 94.5%と前年度同期と比べまして 0.3 ポイント低くなっているところでございます。

委託業務につきましては、発注 3 部の平均落札率は 92.9%と前年度同期と比べまして、0.2 ポイント低くなっており、その他部門含めました全体の落札率も 92.8%と前年度同期と比べまして、0.2 ポイント低くなっております。

続きまして、3 ページの入札方式別平均落札率の状況でございますけれども、工事の一般競争入札の落札率は、発注 3 部とその他部門の合計で 94.7%。前年度同期と比べまして、0.3 ポイント低くなっております。このうち、総合評価方式の入札では 95.0%と前年度と比べて 0.4 ポイント低くなっており、通常の一般競争入札においても、0.2 ポイント低くなっているところでございます。また、指名競争入札の平均落札率は 91.1%と前年度同期と比べ 1.0 ポイント低くなっているところでございます。

4 ページ目から 7 ページ目は、参考資料となっております。ただいまご報告いたしました入札契約状況の発注機関別などの令和 3 年度 9 月末現在の実績でございます。4 ページにつきましては、発注 3 部関係の工事、5 ページにつきましては、工事の各発注機関別、6 ページにつきましては、発注 3 部関係の委託、7 ページにつきましては、委託の各発注機関別の入札契約実績となっております。

8 ページから 11 ページになりますが、発注 3 部の落札率別の件数と割合のグラフでございます。9 ページは工事、11 ページは委託のグラフになっております。9 ページの下グラフになりますけれども、工事では、水産と林務において、落札率 95%以上の割合が多く、11 ページの下グラフになりますが、委託業務に関しましては、農政、林務、土木において落札率が 90%から 95%の間での割合が多くなっております。

説明は以上でございます。

(大久保委員長)

ありがとうございます。今の報告について、何かご質問のある委員の方いらっしゃいますか。岸委員どうぞ。

(岸委員)

応札率というのは、データとしてはないと思うんですけども、傾向として分かれば教えて欲しいんですが、最近入札不調とか、土木でもよく話を聞くんですけども、やってくれる業者がいなくて入札できなかったというのが最近よく聞かえてくるんですけど、道庁の場合は

どうでしょうか。

（事務局：西村主査）

一般競争入札の公告をかけたけど誰も応募がこなかったというものでしょうか。

（岸委員）

或いは、入札まで至らなかったものや契約までできなかったもの。

（事務局：西村主査）

私のところに今その資料はないんですけども。建設部さん何かお答えできるものありますか。

（建設部：高木課長）

建設部でございます。お疲れ様でございます。応札率の資料とかは、私どもちょっと今ないものですから、何ともしようとお答えできないんですが、不調不落でいきますと、4%位の不調不落となっていて、災害時の30年、31年、そういったところと比べるとかなり低くなっているというような状況でございます。

（大久保委員長）

昨日か一昨日の新聞でも出ていたんですけど、札幌市の方で今、岸委員がおっしゃったような事が出ていて、結局、本州のあたりの方が人件費もいいので人が呼ばれるとか、それから資材の高騰になっていて、なかなか札幌市の発注のものはできないとかというようなことが書かれていたと思うんですが、道のほうではそういう目に見えたような影響はないですか。

（建設部：高木課長）

土木でいきますと、先ほど言ったとおり不調不落4%程度のもので、そういった部分ではあまり影響ないのかなと思っているんですけども、確かに担い手が不足しているということは、若い世代の方が入ってこないというのは、各建設業界は一つの課題でございまして、そういった部分でいきますと私どももそういった建設業のPRですとか、そういったものにも力を入れているという状況でございます。

（岸委員）

わかりました。私は大丈夫です。ありがとうございます。

（大久保委員長）

その他、質問のある方いらっしゃいますか。

なければ私の方から1、2点。

4ページを見ますと土木の方で条件付一般競争入札というのが1件あるんですが、これは確か20何億円以上の工事の場合でしたね。具体的にはどんな工事なんですか。

（建設部：高木課長）

建設部でございます。この条件付一般競争入札なんですけれども、留萌建設管理部が発注してございまして、工事名が、道道名寄遠別線特定交付金宇遠別トンネル工事というものでございまして、トンネルを新しく作るという工事でございます。こういったことから条件付一般競争入札とさせていただいているんですけども、令和3年10月21日に30億2852万円で契約を終えているところでございます。以上でございます。

（大久保委員長）

遠別というと名寄の北になるんですか。

それからもう1点なんです、11ページですね、委託業務の落札率ですが、建築なのかな、85%未満というのが発注件数の43.4%を占めると、落札率ということだから安く済んでいるということになってはいるんですけど、他の部と比べても、極めて落札率がこれだけ低いという何か要因とかあるんでしょうか。

（建設部：大場課長補佐）

建設部建築局計画管理課の大場といいます。よろしくお願いたします。建築局発注の委託業

務の落札率の関係になりますが、建築局では建築、電気、機械、それと、数はそんなに多くはないんですが土木工事に係る設計ですとか、施工管理業務、数は少ないですけど地質調査といった委託業務を発注させていただいております。工種別の落札率を見たところ、特に建築の設計ですとか施工管理の落札率が特に低い状況になっておりまして、その要因といたしましては、入札参加業者の方々に対しまして、発注している委託業務の件数が、比較的少ないというような状況もございまして、競争性が一定程度働いている結果かなというふうに考えております。以上になります。

（大久保委員長）

はい。その他何か質問ございませんか。なければ1番目についてはこのぐらいにしましょうか。

（2）倫理研修に関するアンケート結果について

（大久保委員長）

続いて、報告事項の2番目ですね。倫理研修に関するアンケート結果ということで、まずは、これも事務局の方から説明をお願いいたします。

（事務局：西村主査）

倫理研修に関するアンケート結果について、ご報告させていただきます。資料は2番になります。

まず、1番の目的についてでございますけども、前回の委員会におきまして、岡田委員からもご意見いただきましたが、官製談合防止法違反等事案を踏まえまして実施した倫理研修につきまして、受講者から感想や意見を聞きとり、今後の倫理研修の充実に資するため、アンケート調査を実施いたしました。

2番目の受講者についてですが、今回のアンケート調査は、発注3部において実施された研修の受講者249人を対象として実施しております。内訳としましては、主事・技師級156人、主任・専門主任級48人、係長・主査級45人となっております。

3番目の実施結果の概要についてですが、アンケートの結果、利害関係者との関係について、改めて公務員としての自覚を持って仕事に取り組みたい。利害関係者との禁止行為について再認識できた。利害関係者との距離感に気をつけたいという回答が多かったほか、研修の内容についても、具体的な事例により、わかりやすく、身近な問題として認識できたという回答が多かったところであり、有意義な研修となったものと考えております。

また、利害関係者との私的なボーダーラインなど、具体例を示して解説して欲しいという意見や、定期的に研修を実施する必要があるという意見があり、今後も定期的に研修内容を見直し、全庁で実施する職場研修や、各部が実施する階層別研修等において、倫理研修を実施することにより、公務員倫理の一層の確立を図ることといたします。

2ページ目になりますけども、具体的な回答を記載しております。いくつかご紹介しますが、上から4つ目になりますが、利害関係者となる建設業者などと連携して業務を進めていく必要があり、癒着関係に発展するリスクが大きいと、禁止行為などを十分理解注意しながら、業務をしていきたい。さらにその3つ下になりますけども、自分も同じ状況になる可能性は0%ではないと、他人事と思わず一定の関係を保ちながら業務に取り組んでいこうと思った。さらに7つ下になりますけども、周囲と積極的にコミュニケーションをとりながら、同僚等の異変を察知できるよう同僚等に相談しやすい職場づくりに取り組みたいと思った。など、様々な感想や意見がありました。説明は以上でございます。

（大久保委員長）

今の説明について、質問や感想のある方いらっしゃいますか。岡田委員。

（岡田委員）

今、教えていただいたアンケート結果というのは、職員の方が行った職員に対する研修についてのアンケートだと思うんですけども、もちろん研修というのは内部の職員を対象にしかできないのはわかっているんですが、外部の業者の方に対して、何がボーダーなのかとか、こういうことをしてはいけないという、コンプライアンスに関することを告知するようなことはなさっているんでしょうか。

（事務局：西村主査）

利害関係者の方、建設業者さんとかにということですか。

（岡田委員）

そうです。

（事務局：西村主査）

おそらくしてはいないと思うんですけど、農政部さん何かされていますか。

（農政部：小坂課長）

事業調整課の小坂でございます。今、お話ありました業者に対する、今言われたようなお話について、農政部では、そういう形のものはやっておりません。

（岡田委員）

ありがとうございます。内部の方には引き続き研修などできちんと理解してもらう必要があると思うんですが、やはり職員の方だけで起こる問題ではない方が多いと思うんですね。ですから業者の方に対しても、細かいところまでではなくても、こういうことは道庁としては厳しく管理していますという内容のものを、形だけになってしまうかもしれないですけど、一応お伝えする方が、若干でも抑止力になるのかなという気はしました。感想なので、ご検討いただければと思います。以上です。

（大久保委員長）

個別の業者さんに伝えるのは無理でも、その業界の協会とかに、今、岡田先生がおっしゃったようなところをお話するとかということでも違ってくるのかなとは思いますが。

その他何かございますか。岡田先生、取扱注意の資料を、私たちは事前に見ているんですけども、そういうのは見ながら、何か思ったことや、感じたようなことはございますか。

（岡田委員）

感想になってしまいますが、アンケートを拝見すると、Webテストみたいなものってやっていらっしゃらないんですね。研修を受けた後に、その研修をどれくらい理解したかというようなことなんですが、そういうことはやってらっしゃらないんでしょうか。或いは、やってらっしゃらないんだとしたら、今後検討されるとかということはあるですか。岸先生は同じ職場なのでご存知だと思いますけど、我々もWeb研修みたいなものがあるって、最後にテストがありますよね。そういったものって、面倒だなんて私は受講しながら思うんですが、テストで何点以上取らないと何度もやり直さなきゃいけないということで、いやが応でも研修内容をちゃんと理解するようになっています。研修を受けたから理解しました、今後、こんなことがないようにしますというだけでは、なんかちょっと弱いかないという気は個人的にはしました。皆さんがきちんと最後まで納得する理解する。そのためにWebテストのような方法を検討された方がいいかなというような、そういう感想を持ちました。以上です。

（事務局：大矢課長）

改革推進課長の矢野でございます。研修によっては、テスト等やっています、例えば、パソコンの取扱いやメールの取扱いといった情報セキュリティの研修は、研修した後にテストをして、正解じゃないと駄目というものはやっています。あと、職員のワークライフバランスとかですと、例えば、職員の配偶者に子供が生まれたとか、本人に生まれたときに、管理職は、まず育児との両立のための計画書をつくるとか、年休取得に対して声をかけるとかというのを質問にしたテス

トがあります。

今回の倫理研修に関しては、テストは行ってはいないですが、人事課が声かけし、毎年各課でやっている倫理研修、北海道の倫理条例全体を内容とした研修を毎年実施していきまして、そこでは、利害関係者との関係だとか、スピード違反をしたらどうなるみたいなテストをやっています。今回の農業土木に端を発した特別研修に関してはやっていないので、この研修について引き続き検証していくというふうなことで考えていますので、先生のご意見を踏まえてテストみたいなことを入れるような、本当にみんなが理解しているかというのを確認するような手法も検討して、現にやっている研修もございますので、そういったものを参考にやっていきたいというふうに思っています。以上です。

（岡田委員）

ありがとうございました。今おっしゃっていた、すでに行われているテストは、外部に委託している、或いは外部の専門の業者が作ったものですか。それとも、道庁の中で、自前で作ってらっしゃるのかどちらでしょうか。

（事務局：大矢課長）

自前です。情報セキュリティであれば情報政策課というセキュリティ基準を作っているところでやっていますし、ワークライフバランスですと人事課で作っていて、自前のテストを作って、回答を研修の講師に渡して確認させているという形で、外部にWebで送って、そこから返ってくるという形はとってございません。

（岡田委員）

もちろん自前がよくないという意味ではないですけど、専門家の方に一度、その内容をチェックしてもらうとか、そういうことも併せて検討されたらどうかと思いました。どうもありがとうございました。

（大久保委員長）

あとはよろしいですか。

（３）農業農村整備事業に係る農地の工事について

（大久保委員長）

それでは、次は（３）番目の農業農村整備事業に係る農地の工事についてということで、まずは農政部のほうから説明をお願いいたします。

（農政部：小坂課長）

改めまして農政部事業調整課の小坂でございます。

私の方からは、資料３の農業農村整備事業に係る農地の工事についてということでご説明をさせていただきます。

昨年の７月の第１回の入札監視委員会で、農政部が所管しております農地に関する工事のうち、降雪等によって中止した工事について、春に随意契約で施工していることに関して、ご意見をいただきました。内容としましては、特定の業者１者を相手とする随意契約は、談合が疑われやすく、また、発注者・受注者共に２度手間になることから、契約方法を再検討してはどうかというものでございました。具体的にはですね、降雪等によりまして、工事を中止して、設計変更して工事を落とすのではなくて、翌年春まで工期を延長する方法は取れないか。もしくは、当初契約から年度を超える契約を結ぶことができないかといった内容でございます。

今回は、契約方法のイメージがわかる資料と、工事の写真を用意しましたので、この資料に基づき説明させていただきます。

まずは、農地の工事にはどんな内容、どのようなものがあるかについて説明させていただきます。資料の２枚目を見ていただきたいと思います。種類としては三つございます。まず一つ目と

しましては、暗渠排水、これは農地の湿害を解消するために行う工事でございます、①の土の中の水を排出するための排出口を設置する。②としまして、土砂を掘削して、溝を掘りまして、③で掘削した溝を平らにならす、④としまして、その溝に水を排出するための管を埋設して、⑤埋設した管に水を速やかに浸透させるための疎水材というものを入れまして、⑥溝を掘った際の土砂を埋め戻して完成となる工事、これが暗渠排水でございます。

次に区画整理でございます。これは農作業の効率化を図るために、農地の区画を拡大する工事でございます、①ブルドーザーを使って、作物が生活するために必要な栄養分の多い農地の表面の土、これを表土と呼んでおりますけども、これを剥ぎ取りまして、②その下の土、これを基盤と呼んでおりますけども、これを、農地の高いところから低いところへ移動して、農地の勾配を緩くする、水田の場合、勾配を無くす、こういった作業を行いまして、これを基盤切り盛りと呼んでおりますけども、これを行いまして、③として切り盛りした基盤を整地して、④最後に剥ぎ取った表土を厚さが均一になるように基盤の上に戻しまして、⑤表土を整理して完成となる工事でございます。写真につきましては、②から④までは、ブルドーザーが土を押しているといった写真でございます、それぞれの工程で写真を見た感じが変わらないので、1枚しかつけてございません。

次に、客土、これは農地の土壌を改良するために土を搬入して均す工事でございます、①土取場から土を掘削して、ダンブカーに積み込みまして、②積み込んだ土を農地まで運搬し、③その土を農地におろしまして、④ブルドーザーで平らに均し、これを放下整理と呼んでおります。これを行って完成となる工事が客土でございます。この3種類がございます。

次に、1枚目の資料に戻っていただきまして、契約の方法などについて説明させていただきます。

まず、1の通常時についてでございます。通常時というのは、契約締結時に設定した工期内に完成する工事でございます、農政部の工事のほとんどがこれに該当します。農地の整備に関する工事の工期につきましては、備考欄に記載しておりますけども、農地の工事の施工が可能な時期でございます年内で終わらせることとして、工期を設定しております。これは、翌年の営農計画、営農計画といいますが、営農に関する生産ですとか、販売ですとか資金に関する計画でございますけども、どのような作物をどのくらい作るかといった内容を含む計画でございます。これによりまして、どの農地にいつ頃種をまくといったものが決まるものでございます。この営農計画を実現するために、年内に工事を完了させることとして工期を設定して、契約を結んでいるというものでございます。なお、契約上の工期は12月下旬でございますけども、この期間には、農地で重機を動かして工事をする期間、大体これが通常11月の末から12月の上旬ごろになりますけども、それと工事現場の後片付けですとか書類整理、これに要する期間を含めた期間が契約工期ということになります。

次に、2の湿潤積雪時についてでございます。この場合、工事の一部を中止しまして、翌年春に中止した残りの工事を随意契約して施工しているものでございまして、前回の委員会で、ご意見をいただいたものでございます。資料の2枚目を見ていただきたいと思いますけども、一番下に湿潤積雪状態の農地での工事ということで、写真とコメントを載せているところでございます。写真は暗渠排水の工事の現場写真でございます、ご覧のとおり農地に水が浮いておりまして、かつ、若干ではありますが雪が積もっている状態の写真でございます。コメントに書きましたが、湿潤状態の農地で工事を行った場合は、重機で農地をこねるということになりまして、土壌の通気性ですとか、排水性が悪い農地となります。積雪状態で工事を行った場合につきましては、動かす土の中に雪がまじり込んでしまいまして、翌年春に乾燥が進まない農地となる、いずれの場合もそのまま工事を続けた場合には、営農に支障が出る農地になってしまうということから、工事の一部を中止して、翌年春に仕上げ工事を行っているものでございます。

中止することが多いのは、先ほど説明した工事の、例えば、暗渠排水の工事であれば、最終工程の埋め戻し。区画整理工事であれば、最終工程の表土整理。客土工事であれば、最終工程の放下整理でございまして、工事全体のごく一部でございまして。

また資料の 1 枚目に戻っていただきたいんですけども、当初の契約時点では、12 月上旬頃までに工事の施工が可能というふうに想定をしまして、12 月下旬で工期を設定して、湿潤や降雪により工事ができなくなるギリギリまで工事を行います。降雪によりまして、いよいよ工事ができないと判断した場合に工事を中止しまして、設計変更で残った工事を落として完了させているものでございまして、これの判断時期は 11 月の末頃になるということでございます。このときに中止した工事、残った工事を翌年春に随意契約で施工していますけれども、これは備考欄の随契理由に書いたとおり、契約不適合責任を明確にするために随意契約としているものでございます。契約不適合責任と申しますのは、工事目的物に関して問題が発生した時、例えば、農地の水はけをよくする目的で暗渠排水を整備したにもかかわらず、農地の水が排出されずに農地が乾かないなどの問題が発生した時には、発注者が受注者に補修を求めることができるといったことを内容とした契約条項でございまして、農政部が所管している工事では、この契約不適合責任の期間を 2 年間ということで設定して契約を結んでいるところでございます。例えば、暗渠排水工事であれば、資料 2 枚目の写真の⑤の疎水材の充填までで中止せざるをえなかった工事について、最終の土砂の埋め戻しを違う業者が施工した場合、その農地で契約不適合責任の状態が発生した、こういった場合につきましては、⑤の疎水材の充填までの工事に問題があったのか、⑥の土砂埋め戻し工事に問題があったのかわからなくなるといった問題がありますので、責任の所在を明確にすることを目的としまして、元の工事の施工業者と随意契約を行いまして、最後まで仕上げてもらうということにしているものでございます。

なお、令和 2 年の春、それから 3 年の春に随意契約した工区につきまして、当初契約から翌年春の契約に移行した金額については、令和 2 年が 3.2%、令和 3 年が 4.1%で、2 年平均では 3.7%というふうになってございます。

資料 1 枚目の検証としまして、湿潤積雪時、工事の一部を中止し、翌年春まで工期を延長する場合のイメージを載せております。この説明に入る前に、北海道の会計の仕組みについて説明をさせていただきます。北海道が、施策として各種事業を行うためには、道議会の議決によりまして、予算を確保する必要があるんですけども、この予算は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日を期間とします会計年度の期間内に使わなければならないということになっております。逆に言えば、予算は会計年度を越えて使うことができないということが、地方自治法という法律で定められておりまして、これを会計年度独立の原則というふうに呼んでおります。また、農政部が発注する工事は、国の補助金を財源の一部としていますけれども、この国の補助金にも財政法という法律に基づきます会計年度独立の原則というものが適用されます。そこで資料の検証のように、翌年春まで工期を延長する場合には、予算を翌年度に繰り越すということになりまして、先ほど申し上げました会計年度独立の原則の例外となりますので、備考欄に記載しておりますとおり、工期が会計年度を越えるため、予算の繰り越し手続きが必要となりまして、具体的には、国の補助金に関する財政法の繰越承認、北海道にあっては、北海道財務局長の承認になりますけれども、この承認と道の予算に関する地方自治法の繰越議決、これは道議会の議決になりますけれども、これが必要になります。

工期を延長する場合には、当初結んだ契約の工期である 12 月下旬までに変更契約を結ぶ必要があるんですけども、変更契約を結ぶためには、事前に財政法の繰越承認ですとか、道議会の繰越議決が必要になるんですが、財政法の繰越承認につきましては、事前協議、それから本協議の順に行いまして、これが頑張っても 2 ヶ月程度の期間が必要になります。備考欄に記載しておりますとおり、契約工期である 12 月下旬までに承認を得ることができずにこのような扱いは困難

と考えているところでございます。次に道議会の議決につきましては、工事の一部中止を判断する11月末の直近の道議会は、第4回定例会といいまして、例えば、令和3年度であれば、11月30日に開会して12月16日に閉会すると、こういった会期で開催される議会でございますけれども、この議会に予算の繰り越しを提案するためには、繰り越す金額を算定しなければなりません、11月末の中止決定後、変更設計書を作成しまして、全道の取りまとめを行うという手順を踏みますので、この第4回定例会の会期中に提案することは困難でございます。その次の議会が、翌年の2月末から3月末の会期で開催されます第1回定例会というふうになりますけれども、その時点では、当初契約の工期が終了しておりまして、変更契約に間に合わないということになります。

以上のとおり、前回の委員会の意見を踏まえまして、再検討したんですけれども、翌年春まで工期を延長するという方法につきましては、先ほども言いました財政法の承認、それから地方自治法の議決といった予算上の制約がありまして、対応が困難でございます。当初契約で年度を超える契約とすることにつきましては、農政部が目指す年内完了が達成できないという前提での契約になりますので、これも対応は困難かなというふうに判断したところでございます。私からの説明は以上でございます。

（大久保委員長）

ありがとうございます。今の説明について、質問等ある方いらっしゃいますか。岸委員。どうぞ。

（岸委員）

前回、私がコメントしたことに対しての検討だと理解しておりまして、とてもわかりやすい説明でありがとうございました。工期を延長することができないということについては、このような説明で私も納得してしまして、ポイントはこれ、2番の随意契約は既にやっているということですよね。

（農政部：小坂課長）

そうです。

（岸委員）

私は、ここができていれば、もうそれでいいかなというふうに思いました。これがまた一般競争とかで改めて契約するとなったら、それこそ手間暇もかかるし、違う業者になってしまうかもしれないというふうなことで、どうなのかというのが、私前回理解したつもりだったので、このような形で随意契約になっているのであれば、私これでよろしいかと思いました。

（農政部：小坂課長）

はいそうです。

（岸委員）

はい。ありがとうございました。

（大久保委員長）

あと質問がある方いらっしゃいますか。清平委員お願いします。

（清平委員）

工期が間に合わないという形になると、それは普通の債務不履行責任で、最終的にやってもらうという形をとるのかと思ったんですが、そういうことにはならないんですか。工期がもう決まっていて、契約で12月末までにやるとなっているのに終わりませんでしたとなった時に、翌年になるかもしれないけど、それはただでもやってもらうというか、終わるまでやってもらうという考え方にはならないんですか。

（大久保委員長）

債務不履行責任という過失責任なんです。こういう自然現象相手だと、業者の方について

過失責任を問うということが、まず無理でしょうという。そういうことだと思うんですね。

(清平委員)

そうすると、そもそも工期をもうちょっと早く終わるといふか、規模を小さくするなどの形で。

(大久保委員長)

そういうもので対処できる工事もあるんでしょうけども、大掛かりになるとそうはいかないとかになって、北海道のような気候では雪が早く降ったりだとかということがあると、予定していた工期の完了が難しいということがでてくるということで、こういうことをされているんじゃないかと思うんですね。

(清平委員)

それは当然ながら北海道の気候なので、ある程度あると思うんですけど、3%、4%ぐらいというところになると、まあまあ出ているのかなという気もするんですけど、数的には何件ぐらいになるんですか、3%、4%というのは。

(農政部：小坂課長)

農政部の発注する工事の91%が先ほど言った通常ということで、工期内に終わらして、残りの9%程度が、翌年春に随契を結んでいるということであります。その中の9%の随契の金額、元の工事から随契に移した金額が、先ほど言いました2カ年平均すると3.7%ということになります。

(清平委員)

金額はわかったんですけど。件数というのは何件中何件みたいに出たりしますか。

(農政部：小坂課長)

例えば、令和3年度につきましては、農政部発注関係の工事が全体で620件あるんですけども。そのうちの60件が随契契約になっているということでございます。

(清平委員)

地域的に、そこは雪が多かったとか、そういう分析はされたりしているんですか。

(農政部：小坂課長)

雪が早いとか遅いとかということで毎年変わりますので、恒常的にどこかということではないです。

(清平委員)

ある程度、傾向としてこの地域が多いとか少ないとかというのは、把握していないんですか。

(農政部：合田担当課長)

雪が早い地域は、農政部としても、例えば、上川地方ですとか、空知地方より雪が早いとか、そういうところは想定してまして、まずは雪が降るまでに完成できるような工事内容で発注しているところでございます。それでも、秋の天候とか、作物の影響によりまして、どうしても雪が早く降って工事はできないとなると、一時中止しまして、翌年度春に最後仕上げをしていただくというような形をとっているところでございます。

(大久保委員長)

清平委員いいですか。

(清平委員)

はい、わかりました。そもそも早く雪が降るのがわかっているのに、大規模なものを出してしまうと、当然翌期にずれ込むこともあるでしょうし、一番気になるのは、翌期に持っていくことで、収益といふか契約金額を翌期に動かすことができたりする。恣意的にやっていることはないと思うんですけど、そういうことが可能になるような契約内容に見えたので、あまり今期でやるものを翌期に動かすというのはよくないんじゃないかなとはちょっと思ったので確認していました。

（大久保委員長）

今のことにかかることなんですけど、この随意契約額はですね、結局その工事の中止の判断をして、判断した時点で工事の進行割合がここまでで、残った工事がこれで、その金額はこの金額になるというのが計算できたとして、その計算できた金額を随意契約の時に金額としてやってもらうということになりますか。

（事務局：西村主査）

金額ではなくて、できなかった事業量を翌年 4 月にもう一度はじき直して、その金額を予定価格として、また見積書を提出してもらいます。

（大久保委員長）

残った工事量ということだと、その時点で、例えば、工事の単価が違ったりする可能性もあるから、随意契約の時点での単価で計算したものでやってもらうと。そういう意味では、工事を請負う業者さんには、不利益はないということになるんでしょうね。

（事務局：西村主査）

農政部さん、よろしかったですか。

（農政部：小坂課長）

今、委員長が言われたとおり、春に随意契約する時には、その時の単価で改めて設計をし直しますので、そういう意味での業者に不利というのはないというふうに考えております。

（大久保委員長）

はい。ありがとうございます。岡田委員どうぞ。

（岡田委員）

今の清平委員からのご意見には、私も同じような意見を持ったのですが、例えば、雪が多いという条件は、北海道以外にも東北とか北陸の方にもあると思います。そういった雪が多い地域では、このような問題にどのような対応をしているのか、そういった他の地域の対応を参考にされているとか、情報交換しているようなことはあるんでしょうか。

（農政部：小坂課長）

情報交換したことはないです。

（岡田委員）

少しでも良い方法が他の地域で検討されているのであれば、ぜひ情報交換をして望ましい方法を模索していただけたらという感想を持ちました。以上です。

（大久保委員長）

その他ございますか。岸委員どうぞ。

（岸委員）

私は、逆にこれでやっていくしかないかなというふうに思う方で、例えば、11 月末までに工事が完了するように工程計画をつけて、予算もそれだけ多くしますよというふうにやったとしても、多分業界が対応できないんだろうなというふうに私は理解しておりました。なので、言ってしまうと、12 月までに何とか無事に終わればいいなというふうな工程計画を、多分今の業界だとそういうふうにしかできなくて、人材不足とか資材の不足とかというところで、なので、今の段階で言うと、それだけの割合にとどまっているならいいほうじゃないかなと、私は実は受けとめている方でして、本当は 12 月までに終わればいいんだけど、11 月に前倒しとかっていうところで、年内完了しようというのは、私は現実には無理じゃないかなというふうに思っております。なので、結果的には、改めて随意契約をして、その時に単価計算をやり直すということは、本当だったら 12 月までに終わってれば、1 回分の撤収とまた設置の業者の費用というのが浮くはずで、その分が確かにプラスになってしまって、道庁の予算としては損なんじゃないかなというふうなことはみれると思うんですけど、私これはしょうがないんじゃないかなというふ

うに思います。逆に 11 月までやれと言ったら誰も業界で手を上げてくれなくなってしまうんだろうなというふうに理解しました。以上です。

（清平委員）

620 件中 60 件が繰り越されるという話になると、1 割程度行くというのは、少ないのか多いのかと言われると、私としては、全体の傾向として、これが少ないというのはちょっと思わなかったもので、逆にちょっと多いのかなと思いました。あと、単年度契約と言う割には、翌年に回さざるをえないという状況になっているというのは、どうなのかなと思うんですけども。工期を短くしたり工事を小さくしたりというのは、手を挙げる業者が少なくなってしまうということに繋がってしまうことになるんでしょうか。

（岸委員）

私はできないと思っています。北海道新幹線の 2030 年度の開業も本当にできるのかという問題意識も持っていて、お金を積めばなんでもやれるという時代ではないなと思います。

（清平委員）

やはり規模を大きくしないと手を挙げてくれない。逆に、翌年に回すこともある程度前提として考えていかなきゃいけないという見解でしょうかね。

（岸委員）

前提とまでは私は思っていないですけども、しょうがない部分あるかなと思います。ただ、すいません。何か議論が盛り上がっていますけど。複数年契約ができるようになればいいというのは、政府の根本的な問題を私は検討すべきじゃないかなというのは、問題意識としては持っています。ただそれが今の枠組みでできないというふうなことであればしょうがない。変な言い方かもしれませんが仕方ないかなというふうな位置付けです。

（清平委員）

営農だとどうしても翌春から種まきとか、3 月ぐらいから融雪剤まいてやっていくようなところが多いかなと思ったら、翌期の 4 月 5 月に工事に入ってしまうと、先ほど言われた営農計画が狂ってしまうんじゃないかなというのがあったりとかして、だったら、ある程度その営農計画に、利用者の方がちゃんと使えるように計画を立てた方が、工期を翌年に回すと農家の人たちは 3 月ぐらいから動き出すのに、そこが動けなくなるのはちょっと意味がないんじゃないかなというふうに思ったので、その辺も留意して年内に終わらせたほうがいいんじゃないかなとは思いました。以上です。

（大久保委員長）

その辺のところは農家さんにとってもそうかもしれませんが、逆に言えば、それだけの湿潤状態になって、工事が強行されて駄目になってしまうということも逆にでてくると、その辺は、この工事で収益受ける農家さんの方も理解されているんですよ。

（農政部：小坂課長）

工事を中止するに当たりましては、発注者と農家が事前に協議いたしまして、先ほども言いましたけども、翌年の営農計画の変更等もございまして、その辺の協議を踏まえてやっているということでございます。それとですね、先ほど委員長からもありましたけども、農政部としては、年内に終わらせるということを目標としてやっておりますので、それにどうしても間に合わなかったというか、終われなかった部分がやむを得ず翌年に回っているというふうに考えております。

（大久保委員長）

よろしいですかね。

例年であれば、ここで現地調査の結果について、皆様からご意見いただいているんですけども、今年度は、残念ながらコロナの関係で、現地調査は中止させていただきましたので、次の談合情報対応状況に移りたいと思います。

（事務局：大矢課長）

非公開ということでございますので、委員と関係部以外は退席ということになります。
また、今田次長も、次の用務がございますので、ここで退席させていただきます。

（４）談合情報対応状況について（非公開）

令和３年度の第１回北海道入札監視委員会以降に寄せられた談合情報は、北海道警察本部総務部発注の「警察本部機動隊舎敷地除雪業務」の１件であり、この案件について、資料に基づき北海道警察本部の対応結果を報告したところ、委員会としての調査審議は不要とされた。

４ 審議

（１）抽出審議について（非公開）

後志総合振興局産業振興部農村振興課発注工事２件及び根室振興局産業振興部農村振興課発注工事１件について審議を行い、入札参加資格の考え方や最新設計単価を適用した設計金額等の実施状況などについて、委員から質問があり、考え方などの説明を行ったところ、指摘事項等はなかった。